

經濟論叢

第九十五卷 第四號

- シェーカーズの日常生活……………穂積文雄 1
- 朝鮮の社会主義……………木原正雄 27
- 恒常在高法の批判的考察(1)……………中居文治 49
- 不働費計算・理論の史的考察(1)……………西村明 61
-

昭和四十年四月

京 都 大 學 經 濟 學 會

恒常在高法の批判的考察(1)

中 居 文 治

目 次

ま え が き

- I 固定資産の性格の主張——恒常在高法の論拠(1)
- II 中和化の論理と同一価格水準対応——恒常在高法の論拠(2) (以上本号)
- III 価格騰貴利益排除の手段——恒常在高法の意図 (以下次号)
- IV 価格騰貴利益排除の是非——恒常在高法の意図の吟味
むすびにかえて

ま え が き

本稿において価格騰貴に対処する会計方法考察の一環として、またいわゆる資本維持論争検討の一準備段階としてとりあげる恒常在高法^(注1)は、価格変動の影響を直接的にうける棚卸資産の会計に関するもので、実質的には価格騰貴利益排除のための会計(いわゆる実体資本維持会計)の範疇に属するが、ドイツにおいて形式的にはいちおう伝統的計算(これは以下、名目資本維持の立場にたち原価主義ないしは低価主義評価をとるものを意味する)の枠内のものと考えられ、そして一部では実践されたことのあるものである。元来、ドイツにおいては、価格騰貴に対処する棚卸資産評価方法は、もっぱら恒常在高法が問題とされてきた。これに類するもう1つの重要な棚卸資産評価方法として後入先出法があるが、これはドイツにおいては最近にいたるまでほとんどかえりみられなかった^(注2)。恒常在高法は、アメリカでは1930年代の後入先出法の出現以前に問題となり、税法上前者が否認されなければ後者は容易に出現しなかったであろうとさえいわれているほどで、歴史的には、前者は後者の先行形態たる意義をもつものである。(本稿では、ドイツ以外についての恒常在高法の論議には触れないことを、ここでことわっておく。)

恒常在高法とは、いちおう形式的にいえば、棚卸資産について経営の遂行に必要な一定量(これを恒常在高 *eiserner Bestand* という)を定め、この部分は価格変動を考慮することなく、貸借対照表に常に一定の固定価額をもって計上する方法である。その結果、棚卸資産費用の計上は、恒常在高についてはおこなわれなくて、当期の入庫分によっておこなわれることになる(ただし、期首在高が恒常在高を超える場合、すなわち超過在高がある場合は、まずそれが費用化される)。恒常在高には手をつけなくて、たとえば第1回の販売には第1回の入庫分が、第2回の販売には第2回の入庫分がそれぞ

れ売上原価とされて、恒常在高はそのまま次期に繰越されていくのである。この場合、当期入庫量（超過在高をもふくむ）の払出には、一般に先入先出法または平均法が想定されている。また期末数量が期首数量に満たない場合には、恒常在高が一部払出され、すなわち食込まれるわけであるが、この食込分は不足在高とよばれ、その費用計上は、恒常在高に附されている固定価額でなく、時価でおこなうべきものとされている。（この思考は、後入先出法の変形である次入先出法の思考に通じる。）しかし、この点は、たんなる主張としてはともかく、伝統的計算の枠内の論理とは考えられないものであり、恒常在高法が実際に適用される場合にも、法律とくに税法では承認されなかった。

恒常在高法は、以上のような仕方でも棚卸資産費用を時価へ接近させる試みであり、その計算構造上、いわゆる価格騰貴利益を損益計算から排除するものである。この価格騰貴利益とは、資産の購入・製造価格よりも時価（再調達価格）が高いとき、両者の差額としてとらえるもので、資産自体の価格上昇によっても貨幣価値下落によっても発生する。（この価格騰貴利益を収益として認識するのは、通常は、実現主義にしたがうゆえに資産を費用化する時点であり、評価益として未実現の段階で認識することは一般におこなわれない。以下で問題とする価格騰貴利益の排除とは、たんに評価益を計上しないということだけでなく、実現した価格騰貴利益をも損益計算から排除することを意味する。）それゆえ、恒常在高法は、こうした2要因による価格騰貴利益一般を排除するものといってよい。（もっとも実際には、このことは完全にはおこないうるものでない。）

現実には、恒常在高法は、ドイツにおいて、第一次世界大戦後のほげしいインフレーション期に登場し、貨幣価値下落による仮空利益（価格騰貴利益）を排除する方法としてもはやされたという歴史的事実のために、（もちろんその場合にも実際上は価格騰貴利益一般を全体として排除することがめざされたが）しばしば、あたかもこれがインフレーション会計（貨幣価値変動会計）の一面を構成するかのようにとらえられるけれども、この点については、貨幣価値の下落に対処する方法としては、それは貨幣価値変動会計の代替的手段しかも不十分な代替的手段にすぎないものとみられることを指摘するととどめ、本稿では、この方法をもっぱら資産価格の騰貴に対処するものとして考察する。論者たちの意図あるいは現実的意義は別として、——従来、恒常在高法をふくめ価格騰貴に対処する会計方法は、概して、前述の2要因による価格騰貴利益を、いずれも「仮空利益」あるいは「インフレ利益」とし、しかもこのような異質的な各要因によって区別することなく全体として排除しようとしてきたが——恒常在高法は、計算体系としては貨幣価値安定下での資産価格騰貴利益の排除を問題としているものだからである。（なお、価格下落損失も、形式的には恒常在高法によって排除されるはずであるが、

それは実際には、まえもっておこなう資産の過小評価あるいは価格下落時におけるその評価減によって回避されるので、本稿では恒常在高法を価格変動損益一般を排除する方法としてでなく、もっぱら価格騰貴利益を排除する方法として考察する。

なお恒常在高に附する固定価額としては、一般に、将来、当該資産の時価がこの固定価額以下にならぬほど低いものであることが要請されている。しかし、これは、このような固定価額以下に時価が低落したさいに、商法のとる原価または時価いずれか低い方を最高限とする資産評価原則に抵触することを避けるためであり（ただし、この点については、恒常在高設定時から過小評価しておかねばならない根拠はなく、法に抵触するときにはじめて評価減をしてもよいと批判できる）、また恒常在高法提唱以前からの会計実務である任意の評価減を会計学上是認したことによるものであつて、理論的に考えられるものでなくもっぱら政策的なものともみられるものであることを指摘するにとどめたい。（現実には、この点は重要な意味をもつものであるが。）

本稿では、以上にのべたような主旨のもとに、固定価額評価のうちにみられる恒常在高法——ことにその計算構造——の論理を検討して、その意義をあきらかにすることを目的とする。

恒常在高法の計算技術的側面については、従来、多くの論攻と批判がおこなわれてきたので本稿ではふれない。なお恒常在高法の現実的意義については、別稿「恒常在高法の現実的意義」——とくにドイツ税法にたいする承認要求をめぐる——を予定している。

(注 1) 恒常在高法は、基礎在高法、正常在高法、固定在高法ともよばれる。わが国の場合、企業会計原則では基準棚卸法とよんでみとめているが、税法ではみとめていない。アメリカでは、20世紀はじめより実践された例はあるが、1930年以降、税法では否認されている。ドイツでは、1949—1954年の間、税法でみとめられた。現在、ドイツ税法では一部特定資産についてみとめているが損益計算上の意義はないといってよい。

(注 2) 一般にドイツ語には、後入先出法にあたる語はなく、英語を借用して LIFO-Verfahren といっている。Bestandsjüngste Anschaffungspreise (P. Jenni, *Materialrechnung*, 1962, S. 87) などとよばれるのは、きわめて例外的である。

I 固定資産的性格の主張——恒常在高法の論拠 (1)

恒常在高法の思考は、まず棚卸資産を経営に拘束されている部分（恒常在高）とそうでなく流動的な部分（超過在高）との2つの部分からなるものとする所から出発している。そしてこの場合問題となる前者については、だいたい次のように考えられている。

企業が正常に経営を継続していくためには、常に棚卸資産の一定最小量を保有していなければならない。これなしには正常な経営（企業の経済的任務遂行による利益獲得）

は停止するので、これは事実上売却しえない資産である。(もしこの最小量に不足が生ずれば、その部分はただちに填補されなければならない。) その構成分子は実際には絶えず更新されるが、経営規模が不変である限り、それは原則として期首・期末ともに同量であり、全体としては経営に完全に拘束されているものである。すなわちそれは一有機体であって、その細胞は常に更新されるが、全体としては消耗することなく継続して存在していくのである。それゆえまたこのような棚卸資産(恒常在高)は経営手段であって、固定資産と同様の性格をもつ。そしてそれは、通常、減価しない上に類比される。またその評価は、固定資産の場合と同様におこなわれる。すなわち、それは、最初に附した価額を毎期の貸借対照表に継続して計上するのであって、いわゆる固定価額評価にほかならない、と。

すなわちこれらのことが、恒常在高法——棚卸資産に固定価額評価をおこなう方法の論理(根拠)をなしているとおみることができよう。しかも論者たちが恒常在高法の本質としているのはこうしたことからであって、一般にはこれ以上に論理は進められていない。またこのような論理をドイツで最初に提唱したのはシュマーレンバッハ¹⁾であるが、その後においても彼の見解が通説として認められているといつてよい。(ただし、後述するように、若干の異論は存在する。)

しかし、前述のような恒常在高であろうと、もともと棚卸資産であるものを固定資産的性格をもつとしてそれに固定資産的の評価をおこない、さらに固定資産的評価とは固定価額評価を意味するというのは、そのまま承認しうるものであろうか。

元来、恒常在高といつても、それはまぎれもない棚卸資産であり、したがってこれを固定資産とみることはあきらかに事実と反する擬制である。たとえばドイツ税法では、次のような見解がとられている。「流動資産、とくに商品の本質は販売によって利益をもたらすことにある。……補充された資産は経済的にみれば売却された資産のかわりに出現するものではなく、売却された資産とは無関係にのちほど利益をもたらすべき新資

1) E. Schmalenbach, „Grundlagen dynamischer Bilanzlehre“, *ZfHf*, Jg. 13, 1919, S. 90 ff.; Derselbe, *Dynamische Bilanz*, 7. Aufl., 1939, S. 201 ff.; F. Findeisen, *Der eiserne Bestand in betriebswirtschaftlicher und steuerlicher Beziehung unter besonderer Berücksichtigung des Geldentwertungsgesetzes vom 20. März 1923*, 1923, S. 32 ff.; O. Bertrams, „Der eiserne Bestand in der Bilanz“, *ZfHf*, Jg. 17, 1923, S. 447 ff.; E. Kosiol, „Bewertung“, *Handwörterbuch der Betriebswirtschaft*, 2. Aufl., Bd. I, 1938, S. 991.

2) 彼の“Dynamische Bilanz”については、1919年の初版、1925年の3版、1926年の4版、1931年の5版、1939年の7版、1953年の11版を参照したが、恒常在高法の論理については変るところがない。3版以降、恒常在高概念との明瞭な区別なしに導入された拘束在高(gebundene Vorräte)の概念は、計算技術面で恒常在高法と若干の相違をきたすにすぎず、その論理は前者と同じと考えられるので、以下において特に区別しては論じない。

産である。……この原則は超過在高に対してのみならず……正常在高にもあてはまる。……したがって棚卸資産を……恒常在高という概念に包括することは税法上不可能である。」(*Gutachten des Obersten Finanzgerichtshofs vom 3. 6. 1949.*)³⁾ またリヒターによれば、「土地は実際に休息しているが、棚卸資産はたえずその実体を変えている……。その際生ずる漸次的価値変動を、ただこの資産をくりかえし調達しなければならぬからといって、損益に考慮しないことは資本計算の要求に矛盾する⁴⁾。」これらの見解は恒常在高の固定資産的性格づけさらには会計処理上、恒常在高概念そのものを明瞭に否定したものであるが、このような見解こそここではかえりみられなければならないであろう。

もともと恒常在高には実体同一性 (Substanzidentität) が無い。すなわち恒常在高といっても、その実体は恒常在高設定時のそれと同一ではなくたえず更新されている。しかし、このことは論者たちも認めるところであり、その上でなお、彼らは恒常在高に対して、物量同一性の思考 (Mengenidentität — 恒常在高設定時の資産を種類・品質など同一のものとりかえても両者を同一物とみなす既述の細胞的更新の思考) をもって固定資産的性格を与えているのである。ところで、もし棚卸資産たる恒常在高に物量同一性を認めるなら固定資産にも同様にこのことを認めなければならないであろう。その場合には、固定資産についても同一種類のものをもってとりかえたときには、旧資産と新資産との実体の異なることによる評価の断絶は認められず、新資産にも旧資産価額を継続して附さねばならぬことになる。すなわち取替法が認められねばならぬであろう。しかし通常、取替法は原則として否定されている。(固定資産についての費用計上は減価償却法によるのが原則である。) 固定資産には実体同一性のみが認められているのであって、固定資産の固定価額評価はなされない⁵⁾。したがって恒常在高に固定資産的性格を与えると、ここに矛盾が生ずる。恒常在高に固定資産的性格を与えるについて、それをとくに土地に類比するのは、この恒常在高を減価償却資産と同一視することの困難を意識的に避けたものともみられるが、それを土地に類比したからといって前述の矛盾がなくなるわけでない。

以上により、恒常在高に固定資産的性格を与えても、これだけではそれを固定価額評価することの論拠づけにならないことがわかる。なお、このことを認識してか、固定資産そのものが固定価額評価されねばならないとし、その上で恒常在高に固定資産的性格を与えるという、考え方としてはいわば首尾一貫しているとみられる論理を展開する論

3) K. Barth, *Die Bewertung mit eisernen Beständen*, 1951, S. 92.

4) H. Richter, „Das Problem der Erfolgsspaltung“, *ZfHf*, Jg. 22, 1928, SS. 217-8.

5) *Ebenda*, S. 218; A. Hoffmann, *Der Gewinn der kaufmännischen Unternehmung*, 1929, S. 103; H. Eckardt, *Die Substanzerhaltung industrieller Betriebe*, 1963, S. 71.

者⁶⁾も例外的には存する。(このような論理も容易に考えられるようにうけいれうるものではない。)

しかし一般には、恒常在高論者は固定資産について決して取替法を主張するものでない。彼らは減価償却を否定してはいないのであって、このことは固定資産が固定価額で評価されないことを意味する。それゆえ、彼らが、恒常在高にたいし単に固定資産的性格を与えるだけで、それを固定価額評価する論拠とすることは、とうてい理解できないのである。

この場合彼らは、固定資産は取替までは評価替されるべきでないとされていることに着目し、その点のみ恒常在高を固定資産に類比して、その評価替を避けようとしたにすぎないとみることができよう。彼らは、固定資産が取替までは物財的に変化することなく継続的に存在する点、および評価替されるべきでないとされている点だけに固定資産の特質をみだし、このことから恒常在高に固定資産的性格を与えたのである。そして彼らは、それが価値的には不変でなく減価償却をうける点、および取替がなされた場合には固定資産自体、別の価額で評価される点は無視してしまっている。これは、単に固定資産の企業滞留期間が長いことから短期的にはその評価があたかも固定価額によるかのようにみるもので、きわめて一面的な見方であり、理論としてはとうてい成立しえないものといわなければならない(注)。

(注) 別になお、わが国では、渡辺進教授が恒常在高を固定価額評価する根拠として、イギリスの複会計制度における資本的資産(固定資産)の概念をあげられる⁷⁾が、ドイツではこのような解釈はまったくなされない。このような解釈については、複会計制度に棚卸資産における恒常在高の思考が存しないこと、またかりにこのような解釈を認めるとしても、複会計制度における会計処理は、収益費用対応の不正確な点、実体同一性欠如の点からみて妥当なものとは考えられないから、それが恒常在高法を肯定する根拠となりえないことを指摘するにとどめる。

もちろん在庫管理ならびに経営政策上、たえず一定の在庫量を保有することはたしかに必要であり⁸⁾、そのためにそれに資本が長期的に固定されることは事実であるが、しかしこのことと会計処理上、損益計算のために棚卸資産の一部を固定資産と同様に扱い、しかもそれを固定価額で評価すべきであるということとはまったく別であって、両者を単純に結びつけることはできない。

以上にみたように、恒常在高法を棚卸資産たる恒常在高に固定資産的性格を与えることによって論拠づけることはもともと期しがたいことである。少なくとも理論的には、

6) Findeisen, a. a. O., SS. 71-72.

7) 渡辺進「棚卸資産会計」昭和33年、179頁。

恒常在高概念を否定する⁹⁾ことが正当であろう。しかし論者たちははじめから恒常在高の流動資産たる性質を十分承知の上で、それに固定資産の性格を与えているのである。否、そこでは恒常在高が固定資産の性格をもつかどうかに重点がおかれているのではなく、それに与えられている固定資産の性格は、たとえ承認しがたいものとはいえ、恒常在高を固定価額評価するための単なる橋わたしとしての説明にすぎないとみられる。しかしそれにしても恒常在高法の重点は固定価額評価そのものにあるゆえ、単にそれに与えられている固定資産の性格という点から、恒常在高法には論拠なしとしてこれを簡単に否定しきるのは、この方法の吟味としては、なおきわめて一面的で不十分といわねばならない。

以上、恒常在高に関して問題とされている固定資産の性格という点からは、恒常在高の固定価額評価は問題となりえず、その橋わたしには大きな飛躍があり、ひいて恒常在高法自体成立しえないことをあきらかにしたが、こうした点からのその破綻については、以上にのべた程度にとどめ、次に、論者たちが恒常在高法によって意図する固定価額評価の思考——「中和化」の思考を考察する。

Ⅱ 中和化の論理と同一価格水準対応——恒常在高法の論拠 (2)

恒常在高法の計算構造上の本質は「中和化」(Neutralisierung)とよばれるもの难求められる。この中和化の思考は、シュマーレンバッハ、ゲルトマッハーにすでにあるが、この言葉を最初に用いたのはおそらくマルベルク¹⁰⁾と思われる。またこの中和化の概念は、ゲルトマッハーのいう「中性的財貨の流れ (neutrale Güterströmung)」¹¹⁾——これは経営に流入した財貨のうちでまったく費用となることなく、したがって損益計算には関係なしにそのまま流出する財貨の流れをいい、営業用土地、金銭項目などがこれにあたる——における中性概念を積極的に転用したもの¹²⁾といえよう。この場合、中和化とは「損益計算にまったく関係のない中性項目」を毎期の貸借対照表計算から除去することを目的とするものであって、そのため資産価値が現実にかに變動してもこれを

8) たとえばニックリツシュは、このような観点から恒常在高を論じており、恒常在高による損益計算についてはなら触れることをしない。H. Nicklisch, *Die Betriebswirtschaft*, 7. Aufl., 1932, SS. 332-335, 452-453.

9) W. Rieger, *Einführung in die Privatwirtschaftslehre*, 1928, S. 275; A. Isaac, *Bilanzen*, 1930, S. 88; Derselbe, *Bilanzen und Bilanztheorien*, 1953, S. 65.

10) W. Mahlberg, *Der Tageswert in der Bilanz*, 1925, S. 1. 彼の *Bilanztechnik und Bewertung bei schwankender Währung*, 2. Aufl., 1922, 3. Aufl., 1923 にはまだ Neutralisierung の語はない。

11) A. Geldmacher, *Wirtschaftsunruhe und Bilanz*, 1923, S. 19. しかし、彼自身はこの概念を中和化・恒常在高法の思考にまで展開することはしていない。

12) 岩田巖「利潤計算原理」昭和31年、255頁。

無視して、資産を每期一定の固定価額で継続的に計上することを意味する。したがって、これによって価格変動の影響を損益計算から除去することができる。マールベルクによれば、「貸借対照表での経営価値の中和化とは、貸借対照表項目をいわば低温殺菌する(pasteurisieren)〔固定する〕こと、したがって価格の変動する現実から絶縁させようとする事」¹³⁾であり、これは「価値計算でも数量計算でもなく、当該項目を計算から排除すること」¹⁴⁾にほかならない。(中和化の本来の意味は、このように「(貸借対照表)計算からの項目の排除」であるが、その結果としておこなわれる価格騰貴利益の損益計算からの排除もしばしば中和化とよばれる¹⁵⁾。こうなるとそれには費用時価計算一般がふくまれるわけであるが、効果は同一でも発想法が異なるゆえ、本稿では、それは除外して考察する。)

中和化の概念は、動態論に特有の貸借対照表概念である¹⁶⁾。静態論では、少なくとも1つには正味資産の絶対額の決定が貸借対照表の任務であり、資産負債はもれなく記載されねばならず、一部の項目の計算からの排除とそれによる価格変動からの絶縁、すなわち中和化などはおこないえない。一方、動態論の主眼は、利益の算定すなわち期首期末の正味資産の差額の決定にある。ここでは、正味資産の変動、その相対的な大きさが問題なのである¹⁷⁾。計算の絶対的正確性よりもその比較性を重視することからして¹⁸⁾。期首期末の資産在高から同額のものをはじめから差引いておいても、正味資産の変動は、差引かない場合と変わらない。ここに動態論では中和化概念の生ずるゆえんがある。

(以上の動態論の思考方法には問題があるが、ここでは中和化概念の前提としてそのままとらえておく。)

中和化概念をこのようにみると、それと恒常在高法との関係はおのずから明きらかであろう。恒常在高を固定価額で每期継続して評価することは、まさに一定部分の棚卸資産についての中和化にほかならない¹⁹⁾。恒常在高に与えられる前述の固定資産的性格も、中和化の「論理づけ」のためにもちだされているものともいえよう。

恒常在高法の重点が、中和化にあるとみれば、それには恒常在高の数量・評価額の決定困難や恣意性介入の余地など技術的な不備・難点があるにもかかわらず、この方法が容易に破棄されない理由があきらかとなる。「中和化される量の大小、恒常在高の評価

13) Mahlberg, a. a. O., S. 1.

14) Ebenda, S. 52.

15) Vgl. Barth, a. a. O., S. 1; Schmalenbach, a. a. O., 11. Aufl., 1953, S. 183.

16) 岩田, 前掲書, 254, 275-280頁。

17) Geldmacher, a. a. O., S. 22; Mahlberg, a. a. O., S. 25.

18) Schmalenbach, a. a. O., 7. Aufl., 1939, S. 106 ff.

19) Mahlberg, a. a. O., SS. 5, 19, 11.

の大小は、同量が同一価額で評価されるかぎり、〔中和化の〕原則にとつてどうでもよい²⁰⁾のである。シュマールンバッハも、中和化の語こそ用いなかったが、すでに以前から、恒常在高に「固定価額を附そうとするさい、どんな価額をとるかはあまり重要でない」といつている²¹⁾。このことは恒常在高法が中和化によるものであることを彼が認識していることを示すものといえるであろう²²⁾。要するに、恒常在高法では貸借対照表上の価額は問題でないのである。かくして、恒常在高法で棚卸資産に「固定資産的性格」が与えられるのは、このこと自体に意味があるのでなく、固定価額評価による中和化のための伏線にすぎないことが理解できる。まさに「土地と恒常在高 (betriebsnotwendige Vorräte) との形式的な相違は、貸借対照表価額に関しては実際の意義をもたない」²³⁾のである。

恒常在高法においては、項目が貸借対照表から全面的に排除されないで、固定価額評価の段階で中和化がおこなわれるにとどまっている。損益計算から価格変動の影響を排除するという効果を得るためには、項目の貸借対照表計算からの絶縁だけで十分であり、その評価はゼロ (項目の全面的排除) でも固定価額でも変るところはない。したがって、全面的排除をすべきという必然性も、すべきでないという必然性も中和化論理からはでてこない。恒常在高法では、恒常在高についての固定資産的性格による「理由づけ」により、その全面的排除は意図されなかったとみてよい。なおその全面的排除をなしぬ理由として、貸借対照表の損益計算補助手段、すなわち期間損益計算をつなぐ連結帯として貸借対照表の機能および一致の原則をあげる論者²⁴⁾があるが、固定価額評価・ゼロ評価のいずれによつても、貸借対照表の連結帯機能としての関係は同一であり、したがつてこの両者を区別する必要はもともと存在しないはずである。ただ貸借対照表の連結帯機能をあまり厳格に解し、項目の「増減」の正確な記録計上のために、項目の絶対額の表示を要求するとすれば、中和化概念そのものが成立しなくなることは留意を要する。(この点はまた動態論の再検討にもつながるが、ここではこのことを指摘しておくにとどめる。)

それでは、このような恒常在高法における中和化の概念は承認できるものであろうか。元来、恒常在高は損益計算にまったく関係のない中性項目とはいえない。棚卸資産の

20) *Ebenda*, S. 22.

21) Schmalenbach, *a. a. O.*, 1. Aufl., 1919, S. 90.

22) Schmalenbach が中和化の語を用いるのは、*Dynamische Bilanz* の4版, S. 209 が最初である。3版ではまだ用いていない。

23) Mahlberg, *a. a. O.*, S. 19.

24) 岩田, 前掲書, 262頁。ドイツでは、恒常在高法を中和化の論理よりはっきりととらえることすらきわめてまれで (Mahlberg, Richter などのみ)、通常は、固定資産的性格の主張以上の考察はなされていない。

期末在高は、当期の損益計算に関係がないという意味では中性項目であろうが、次期には、そのまま保有されるという例外を除けば、損益計算に関係をもつ項目となる。したがって棚卸資産には長期的に損益計算に関係しない中性項目を考えることはできない。また、中和化——中性的財貨の流れの概念の積極的転化——は「損益計算に関係のない中性項目」を貸借対照表計算から除くわけであるが、真に損益計算に関係のない項目なら、除去するしないにかかわらず、損益算定になんら影響を与えないはずである。わざわざ除去しようとするところをみれば、その意図する価格変動の影響除去という点からして、中性項目は損益計算に関係ある項目を含むといわざるをえない。この論理は、本来の中性項目のほかに価格変動利益を計上したくない項目をもふくめて中性項目とよんでいるのであり（しかも重点は後者におかれる）、中性項目だから価格変動から絶縁するというのは、同義反復にすぎない。中和化することを欲する項目を、中和化するというにすぎない。中和化論理が棚卸資産（恒常在高）にのみ適用され、本来の中性項目（金銭項目など）には適用されないことも、このことを裏づけるものである。（中和化論理の棚卸資産以外への適用の拡大は、わずかにフィントアイゼンによって言及されている Betriebsfonds の概念²⁵⁾にみられるにすぎない。）

しかし、恒常在高法については、当の恒常在高が上述のように中性項目とされているという点についての批判をもってしてもなお不十分である。論者たちの場合、恒常在高が中性項目であるとされているのは、さらに進んでみると、このことに重点がおかれているというよりは、その効果としての同一価格水準による収益費用の対応（以下、同一価格水準対応という）、したがって費用時価計算への接近ということが重視されているとみることができる。マールベルクによれば、「ここに〔同一価格水準対応という点に〕中和化の要点がある。年次計算への価格変動の作用を正確に認識するために中和化をおこなうのだからである²⁶⁾。」また「貸借対照表価額の中和化によって損益計算書における〔費用〕時価計算を試みるべきである²⁷⁾、」とも「中和化は原則上、単に損益計算書からすべての歴史的数値を排除する」²⁸⁾ことであるともいわれる。恒常在高法では、固定価額評価・中和化によって期首期末在高の価格変動の影響が損益計算から排除される結果、当期の損益計算では収益費用が同一価格水準で対応させられることになる。ただし、このことは費用の時価評価によってでなく、伝統的計算（名目計算）の枠内でおこ

25) Findeisen, a. a. O., SS. 84-86.

26) Mahlberg, a. a. O., S. 21.

27) Ebenda, S. 1.

28) Richter, a. a. O., S. 222 (原文わかがぎ).

なわれるにすぎないので、完全な同一価格水準対応とはならず、近似的なそれとしておこなわれるにとどまる。この場合、期中最初の販売には（超過在高がある場合は別として）期首在高でなく、当期の最初の仕入分が費用として対応させられるように考えられている。（なお後入先出法では、恒常在高法における固定資産の性格のような理由づけなしに、同一価格水準対応を根拠として中和化が問題とされている。）

同一価格水準対応と中和化との関連をよりくわしくのべよう。恒常在高法では、費用評価の反面たる資産評価は固定価額によるのであって、時価によるのではない。動態論では、損益計算が主眼であり、貸借対照表上の評価の絶対額は軽視される。「資本額が期首に50、期末に60であろうと、あるいは45と55であろうと、ただその差額の10さえ正しく決定されればそれでよい」²⁹⁾とまで極論するものもある。このような考え方はあきらかに問題であるが、ここではただ、伝統的計算にたつ動態論では、時価による費用評価・同一価格水準対応をおこなおうとすれば、資産評価は等閑に附され、すなわち中和化がおこなわれざるをえないことを指摘しておこう。伝統的計算では、理論的主張としては、資産の評価には原価主義、収益の認識には実現主義が一般に認められている。したがって資産については販売されるまでは利益（評価益）の計上は認められないのであり、その結果また資産の価格は時価をあらわすものとはならない。よって販売時に資産が費用化して収益に対応させられるとき、時価で対応しないのは当然のことである。そこで原価主義（実現主義）からはずれることなく、時価で費用の計上をおこなおうとすれば、伝統的計算の枠内では、恒常在高法にみるような中和化の方法をとらざるをえない。しかしそこでは、価値の流れと物の流れは背離せざるをえない。同一価格水準対応のために中和化の方法を案出したことは、実に巧妙な解決法のようにみえるけれども、このような処理法はあきらかに妥当性を欠くものである。

なぜなら、実現主義と時価による費用計上とは、本来矛盾するものである。販売時に収益に対応すべき費用が時価で計上されねばならないというのは、実現主義を放棄することになるからである。実現主義というのは、主として確実性の原則から未実現利益を計上しないことにすぎず、評価益を価格の上昇に応じて計上してあれば、収益に対する費用は当然に時価となる。一方では、未実現利益を計上すべきでないといって資産には取得原価主義をとりながら——このことは伝統的計算の枠内では、同一価格水準対応をみずから放棄するものである——、他方では、費用の計上を時価でおこなって、取得原価と時価との差額を利益でないとして損益計算から排除するのは、一見してあきらかなように矛盾というほかはない。原価主義自体の論理にはここでは立入らないが、原価主

29) Geldmacher, a. a. O., S. 22.

義をとる限り、それを資産および費用の評価に一貫させねばならない。原価主義・実現主義の下で、同一価格水準対応のために中和化をおこなうことは、論理に反するものといわなければならない。これに対して、動態論は必ずしも実現主義の貫徹を意図するものでないと批判されるかもしれないが、こうした考え方は、未実現損失の計上をみとめるという意味で実現主義から離脱する場合にのみ問題となるもので、いまの場合と関係ない。(なお、同一価格水準対応の主張自体の検討は、後述の「IV 価格騰貴利益排除の是非」の章でおこなう。)

(未完)